

平和公園墓地カロート設置業務委託仕様書

(目的)

これまで市に返還された区画を再供給するため、使用済のカロートを撤去し、新たなカロートを設置する。

(作業期間)

8月の盆及び9月の彼岸には、多くの墓参者が来園するため、作業しないものとする。作業しない日時は委託者と協議して決めるものとする。

(業務内容)

既存カロート撤去 101基（運搬処分含む）

（内訳：芝生墓地 71基、普通墓地 30基）

新規カロート設置 101基（基礎打設（碎石、基礎コンクリート）含む）

（内訳：芝生墓地 71基、普通墓地 30基）

芝生墓地のカロートの入れ替えに際して、芝生を剥がした場合は、補植を実施し、張芝は目串で固定すること。

カロートの設置にあたっては、碎石150mm、基礎コンクリート100mm、敷きモルタル20mm等により、カロートを安定させるために十分な強度等を有した基礎を打設すること。なお、床掘りした底面及び碎石には必要な転圧を施すものとする。

設置するカロートは、本市指定のものを使用すること（別紙図面）。設置するカロートについては、性能や寸法・規格等について検査済みの物を使用する等、品質確保に関して十分な対策を行うこと。また、カロート以外の資材についても検収・管理を適切に行い、必要な品質を確保すること。

カロートの立上げの高さは、芝生墓地については地盤面とし、普通墓地については地盤面から45cmを基本とし、周囲の墓地との高低差等が著しい場合には、委託者と協議し決定するものとする。

排水設備がない箇所は、カロート内に流入した雨水等が円滑に排出されるよう、それぞれの区画に浸透枳（碎石充填）を設置し、管によりカロートと接続すること。管には溶接金網を取り付け、管への土砂等の流入を防ぐこと。

排水設備がある箇所は、排水管を接続する。

カロート設置後は床掘りした箇所を埋戻し、砂塵が生じないよう必要な転圧を施すこと。

区画ごとに立地条件（接道の幅員、傾斜等）が異なるため、受託者において墓参者や周囲の墓石等への安全措置を講じたうえで、それぞれ適切な機材（クレーン、ラ

フター等)や工法を選定してカロート等を搬入・設置すること。

床掘りの際に、大規模な残置物(前使用者のカロート等)や土葬体が出土した際は速やかに委託者に報告すること

設置したカロートに指定した区画番号を表示すること。

各区画に区画番号を記した立札(木製の簡易なもの)を設置すること。

撤去した残土については、建設発生土処理施設に搬入し、適切に処分すること。

発生した残土以外の産業廃棄物についても適切に処分すること。また、適切に処分したことがわかる書面(産業廃棄物管理票等)の写しを後日、委託者に提出すること。

(備考)

本委託施行に際しては、公園緑地維持標準仕様書(千葉市都市局公園緑地部)に準拠するものとする。

作業に当たっては、墓参者等とトラブルのないよう十分配慮すること。

作業に際しては、墓石、施設等を損傷することのないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、受注者の責において補修するものとする。

搬出ゴミ、土砂などにより園路等を汚損した場合は、早急に路面清掃を行うものとする。

作業にあたっては、墓参者に危害が及ばないよう十分に注意するとともに、墓参に支障が生じないよう配慮すること。

詳細については、監督職員の指示を受けるとともに、疑義が生じたときはその都度協議して決定するものとする。